

# メタウォーター株式会社

第42期

# 定時株主総会 招集ご通知

## ■ 開催日時

---

平成27年6月22日(月曜日) 午前10時  
(午前9時受付開始予定)

## ■ 開催場所

---

東京都千代田区外神田一丁目18番13号  
秋葉原ダイビル 2階  
秋葉原コンベンションホール  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

## ■ 決議事項

---

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役および監査役の報酬等の額改定の件



METAWATER



(証券コード 9551)  
平成27年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地  
J R 神 田 万 世 橋 ビ ル  
**メタウォーター株式会社**  
代表取締役社長 木 田 友 康

## 第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年6月19日(金曜日) 営業時間終了時(午後5時30分)までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開 催 日 時 平成27年6月22日(月曜日) 午前10時(午前9時受付開始予定)
2. 開 催 場 所 東京都千代田区外神田一丁目18番13号  
秋葉原ダイビル2階 秋葉原コンベンションホール  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項 第42期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、  
連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役  
会の連結計算書類監査結果報告の件  
決 議 事 項  
第 1 号 議 案 定款一部変更の件  
第 2 号 議 案 取締役9名選任の件  
第 3 号 議 案 監査役1名選任の件  
第 4 号 議 案 取締役および監査役の報酬等の額改定の件

◎お土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

◎開会時刻間際は会場受付が混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会当日は、当社役員および係員につきましてはノーネクタイのクールビズスタイルを励行させていただきますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

◎秋葉原コンベンションホールが満席となった場合は、同ビルの別会場をご案内させていただきますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。別会場ではモニターにてメイン会場の様子をご覧いただけます。

#### 4. 議決権行使についてのご案内

##### 株主総会にご出席される株主様

当日会場受付に同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参ください。

##### 株主総会にご出席願えない株主様

次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

##### (1) 書面の郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月19日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご投函くださいますようお願い申し上げます。

##### (2) インターネットによる議決権の行使

当社が指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com>）をご利用のうえ、平成27年6月19日（金曜日）午後5時30分までに行ってくださいようお願い申し上げます。なお、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

以上

- ~~~~~
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人は、定款の定めにより、議決権を有する当社株主様1名とさせていただきます。
  - ◎議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社株主名簿管理人にご通知ください。
  - ◎本招集ご通知の添付書類および株主総会参考書類の記載事項について、修正事項が生じた場合には、当社ウェブサイト（<http://www.metawater.co.jp/ir>）にて修正後の内容をご案内いたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内にしたがって入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

- (2) 行使期限は平成27年6月19日(金曜日)午後5時30分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使書用紙およびインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回にわたり議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに係る費用は株主様のご負担となります。

### (ご注意)

- ・パスワードは、議決権を行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

## 2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部** までお問い合わせください。

### [お問い合わせ先]

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

(添付書類)

# 事業報告

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### 1-1. 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の経済状況は、政府の経済政策や金融政策により企業収益の改善や雇用者所得の回復がみられ、全体的に緩やかな回復基調を維持しております。また、公共投資や設備投資においても底堅く推移しました。世界経済は、欧州における景気の減速や一部の新興国における経済成長の鈍化などの影響が懸念されるものの、米国を中心に経済の持ち直しがみられ、全般的に緩やかな景気回復が続いております。

一方で、当社グループの国内事業環境においては、公共事業費の縮減等の影響による競争の激化、人手不足等に起因する人件費の高騰、入札の不調などにより、引き続き厳しい状況が続きました。

このような状況のなか、当社グループは、昨年度に引き続き、攻める「Attack」＋変革「Innovate」を行動指針に掲げ、成長軌道へのせるための事業基盤の構築、安定的な収益基盤の確保、経営基盤の強化を進めてまいりました。

国内事業においては、市場環境変化に対応した体制づくりを進め、補完関係のある企業との戦略的提携、他社とは差別化された技術・製品の開発とその拡販、および全社的な経費削減、コストダウン等の収益改善の取り組みを継続してまいりました。その結果、老朽化した施設の更新や維持管理の需要ならびに民間委託や広域化を伴うPPP(※)案件の獲得につなげております。また、海外事業においては、伸張の期待される欧米を中心とした事業展開を加速し、積極的な経営資源の投入を行うことで事業基盤の構築を図っております。

以上の結果、当連結会計年度における業績は次のとおりとなりました。

売上高は1,069億45百万円(前年同期比1.4%増)となりました。また、損益面につきましては、営業利益は82億20百万円(前年同期比0.9%増)、経常利益は82億13百万円(前年同期比2.3%増)となり、当期純利益は49億89百万円(前年同期比18.9%増)となりました。

※ PPP(public-private partnership)：官民パートナーシップ

セグメント別の業績は次のとおりです。

(プラントエンジニアリング事業)

プラントエンジニアリング事業は、国内外の浄水場・下水処理場等向け設備の設計・建設およびこれらの設備にて使用される各種機器類の設計・製造・販売を主たる業務としております。

当期の受注は増加しましたが、当期の売上につきましては土木工事の工期遅れの影響を受けたことなどにより減収減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度における当セグメントの業績は、売上高は646億81百万円(前年同期比3.0%減)、セグメント利益は47億21百万円(前年同期比13.3%減)となりました。

(サービスソリューション事業)

サービスソリューション事業は、国内の浄水場・下水処理場・ごみ処理施設向け設備の補修工事および運転管理等の各種サービスの提供を主たる業務としております。

PPP案件等の長期請負契約の継続、および顧客に対する包括的な運転管理提案等の継続が当期の受注増につながったことなどを主要因とし、増収増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度における当セグメントの業績は、売上高は422億63百万円(前年同期比8.8%増)、セグメント利益は34億99百万円(前年同期比29.9%増)となりました。

## 1-2. 資金調達の状況

当社は、平成26年12月18日を払込期日とする国内における有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）により、5,000,000株の募集株式の発行および5,000,000株の自己株式の処分を実施し、総額22,560百万円の資金調達を行いました。また、平成27年1月19日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、923,500株の募集株式の発行を実施し、総額2,083百万円の資金調達を行いました。

当連結会計年度中のその他の資金調達は、いずれも子会社であるSPC(※)による借入金であり、詳細につきましては、「主要な借入先および借入額」を参照ください。

※ SPC(special purpose company)：特別目的会社

### 1-3. 財産および損益の状況

		第39期 平成24年3月期	第40期 平成25年3月期	第41期 平成26年3月期	第42期 平成27年3月期 当連結会計年度
売上高	(百万円)	101,215	112,303	105,490	106,945
経常利益	(百万円)	8,335	8,599	8,030	8,213
当期純利益	(百万円)	4,522	5,172	4,195	4,989
一株当たり当期純利益	(円)	22,612	258.61	214.91	276.71
総資産	(百万円)	81,494	92,351	87,192	114,257
純資産	(百万円)	32,547	35,926	20,012	47,773

- (注) 1. 平成26年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、期中平均株式数より一株当たり当期純利益を算定しております。
2. 期中平均株式数は、期中平均発行済株式数より期中平均自己株式数を控除し算定しております。

### 1-4. 対処すべき課題

当社グループは、社会とともに持続的な発展を遂げるため「エンジニアリング企業として『水資源の最適解』を提供し、いつでもどこでもだれもが水と共に安心して生きることができる社会を願い、たゆまぬ挑戦を続ける」という理念のもと、お客様、地域社会、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様の期待にお応えし、社会から信頼され、社会に貢献し続ける企業グループを目指します。

当社グループの主要事業である国内の上下水道事業においては、高度経済成長期に整備された施設・設備の老朽化が進んでおり、その維持管理および更新が喫緊の課題となっております。一方で、多くの自治体では、人口減少等に起因する財政難や人材不足の問題が顕在化しております。このような状況下において、公共のインフラ整備では民間の資金等を活用するPFI(※)等による官民連携が図られており、今後は上下水道事業の民営化、広域化による合理化が進むものと予想されております。海外における上下水道市場では、一部の新興国において不透明感があるものの、全体の市場としては底堅く伸張すると想定されています。

こうした事業環境のなか、当社グループは、攻める「Attack」+変革「Innovate」を行動指針に掲げ、新たな飛躍に向けて「成長軌道へのせるための伸張事業の拡大」、「収益力の向上」、「コーポレート・ガバナンスの強化」を実行してまいります。

- ※ PFI(Private Finance Initiative):民間の資金、経営能力、技術力を活かして、公共施設等の建設・運営・維持管理等を行うこと。

### ①成長軌道へのせるための伸張事業の拡大

#### (国内運営事業への進出)

国内の上下水道事業の官民連携が進むなか、PPP事業で培った経験と、当社グループの技術を補完する企業との戦略的アライアンスの推進により事業領域を拡大し、設計・建設から維持管理・運営までを包括的に最適化したトータルソリューションを提供できる企業への成長を目指します。

#### (海外事業の拡大)

海外事業においては、伸張の期待される欧米での事業基盤の構築を進めます。当社グループの差別化製品を中心とした現地での受注提案活動の強化を図るため、現地企業とのアライアンスを構築してまいります。

### ②収益力の向上

持続的な事業の発展のため、市場の変化を的確に把握した新しいソリューション・製品を継続的に提供し、受注機会を創出してまいります。また、開発段階から設計・調達・建設・運営までの一元管理によるコストの最適化や業務の効率化など、全社的なコストダウンおよび経費削減の取り組みを継続的に行うことにより、収益性向上を図ってまいります。

### ③コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、ステークホルダーとの信頼関係を深め、誠実にその使命を果たすという基本理念の実現に向けて、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。業務執行に対する監督体制を強化し、透明性の高い経営を目指すとともに、内部統制機能の強化およびコンプライアンスを推進し、企業価値の持続的向上を実現する体制の構築に努めてまいります。

## 1-5. 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

分野	事業の内容
プラント エンジニアリング事業	国内外の浄水場・下水処理場等向け設備の設計・建設およびこれらの設備にて使用される各種機器類の設計・製造・販売
サービス ソリューション事業	国内の浄水場・下水処理場・ごみ処理施設向け設備の補修工事および運転管理等の各種サービスの提供

## 1-6. 主要な事業所および営業拠点等（平成27年3月31日現在）

当 社	本 社	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
	事 業 所	日野、名古屋、知多（愛知県半田）
	主 要 な 営 業 拠 点	北海道（札幌）、東北（仙台）、横浜、西日本（大阪）、 中四国（広島）、九州（福岡）
子会社	国 内	メタウォーターサービス株式会社（千代田区）
	国 外	METAWATER USA, INC.（米国）

## 1-7. 当社グループの従業員の状況（平成27年3月31日現在）

従業員数（名）	前期末比増減数（名）
2,679	129 増

- (注) 1. 従業員数は就業員数です。  
2. 当社の従業員数は、1,972名（前期末比15名増）であります。

## 1-8. 重要な子会社の状況（平成27年3月31日現在）

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
メタウォーターサービス株式会社	90百万円	100%	上下水処理設備、ごみ処理設備等の 運転管理
ウォーターネクスト横浜株式会社	100百万円	80%	川井浄水場再整備に関わる資金調 達、設計・施工、運転・維持管 理、発生汚泥の有効利用
テクノクリーン北総株式会社	50百万円	85%	北総浄水場排水処理施設整備に関 わる資金調達、設計・施工、運 転・維持管理
株式会社アクアサービスあいち	50百万円	60%	知多浄水場始め4浄水場排水処理 施設整備に関わる資金調達、設 計・施工、運転・維持管理
METAWATER USA, INC.	3.75百万\$	100%	北米地域における水処理プラント 向け設計・施工、運転・維持管理

- (注) 当社の出資比率は、子会社を通じた間接保有分を含む比率です。

### 1-9. 主要な借入先および借入額（平成27年3月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社横浜銀行	3,403
株式会社日本政策投資銀行	2,925
株式会社ゆうちょ銀行	2,667
株式会社山口銀行	1,462
株式会社千葉銀行	1,207
株式会社三菱東京UFJ銀行	611
株式会社みずほ銀行	609
かながわ信用金庫	487
湘南信用金庫	487
株式会社十六銀行	260
株式会社百五銀行	260

(注) 上記借入は、いずれもPFI事業等のために設立した子会社（SPC）による借入であります。

### 1-10. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めており、安定成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営状況に応じた株主への利益還元を継続して行うこと、ならびに剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回とすることを基本方針としております。

当期の剰余金の配当は、当期および次期の連結業績ならびに財務状況等を勘案し、平成27年5月22日開催の取締役会において、期末配当を1株当たり29円と決定させていただきました。これに伴い、当期における1株当たりの剰余金の配当は、中間配当を含め58円となります。

(注) 当社は平成26年10月1日を効力発生日として1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。年間配当は、当期期首に当該株式分割が行われたと仮定し算出しております。

## 2. 株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数      | 70,000,000株 |
| ② 発行済株式総数       | 25,923,500株 |
| ③ 株主数           | 10,995名     |
| ④ 大株主の状況(上位10名) |             |

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本碍子株式会社	7,500	28.93
富士電機株式会社	7,500	28.93
ジェーピー モルガン チェース バンク385632	1,152	4.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	544	2.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	398	1.54
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	287	1.11
ゴールドマン サックス インターナショナル	243	0.94
岩崎 泰次	206	0.80
エムエルアイ イーエフジー ノン トリーティ カストディー アカウント	125	0.48
シー エム ビー エル, エス エー リ. ミューチャル ファンド	112	0.43

(注) 平成27年4月6日付で、T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドより、当社株式に係る大量保有報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、平成27年3月31日現在で、T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店が1,170千株、T. ロウ・プライス・アソシエイツ、インクが92千株、T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが78千株を、それぞれ保有する旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況からは除外しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

(株式の譲渡制限)

平成26年6月30日開催の株主総会の決議により定款を変更し、株式の譲渡制限に関する規定を削除いたしました。

(発行可能株式総数)

平成26年6月20日開催の取締役会の決議により、同年10月1日を効力発生日として当社普通株式を1株につき100株の割合をもって分割を行うとともに、同年6月30日開催の株主総会の決議により同年10月1日を効力発生日として定款を変更し、発行可能株式総数を増加することといたしました。これにより、発行可能株式総数は、同年10月1日をもって、69,700,000株増加して70,000,000株となりました。

(発行済株式総数)

平成26年6月20日開催の取締役会の決議により、同年10月1日を効力発生日として、当社普通株式を1株につき100株の割合をもって分割を行いました。これにより、発行済株式総数は、19,800,000株増加して20,000,000株となりました。

平成26年11月14日開催の取締役会の決議により、同年12月18日を払込期日とする公募による新株5,000,000株の発行と自己株式5,000,000株の処分を行いました。これにより、発行済株式総数は、25,000,000株となりました。

平成26年11月14日および同年12月2日開催の取締役会の決議により、オーバーアロットメントによる売出しに関連した平成27年1月19日を払込期日とする第三者割当増資を行いました。これにより、発行済株式総数は、923,500株増加して25,923,500株となりました。

(単元株制度)

平成26年6月20日開催の取締役会の決議により、同年10月1日を効力発生日として当社普通株式を1株につき100株の割合をもって分割を行うとともに、同年6月30日開催の株主総会の決議により同年10月1日を効力発生日として定款を変更し、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

**3. 新株予約権等に関する事項**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

## 4-1. 取締役および監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	松 木 晴 雄	経営統括補佐 渉外
代表取締役社長	木 田 友 康	経営統括
常 務 取 締 役	井 元 義 訓	プラントエンジニアリング事業本部長 プロダクトセンター統括 プラント建設センター統括
常 務 取 締 役	福 島 一 郎	営業本部長 METAWATER USA, INC. 社長
取 締 役	中 村 靖	経営企画本部長 関係会社管理統括 全社安全衛生統括 危機管理担当
取 締 役	加 藤 昌 彦	CSR本部長 輸出管理室長
取 締 役	西 尾 晃	事業戦略本部長 全社品質保証統括
取 締 役	加 藤 明	調達センター長 サービスソリューション事業本部統括 メタウォーターサービス株式会社統括
取 締 役	坂 部 進	日本碍子株式会社 取締役常務執行役員
取 締 役	松 本 淳 一	富士電機株式会社 取締役執行役員
取 締 役	末 啓 一 郎	ブレイクモア法律事務所パートナー弁護士 日本信号株式会社 社外監査役 日本発条株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	伊 藤 隆 司	—
監 査 役	植 村 公 彦	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士 株式会社不動テトラ 社外監査役
監 査 役	瀧 本 和 男	東京九段会計事務所 公認会計士 税理士 株式会社バイテック 社外取締役

- (注) 1. 取締役 坂部進氏、松本淳一氏、末啓一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 植村公彦氏、瀧本和男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 坂部進氏の兼職先である日本碍子株式会社と当社の間には、製品等の取引関係があります。同社は、当社発行済株式の総数の28.93%の株式を保有しております。
4. 取締役 松本淳一氏の兼職先である富士電機株式会社と当社の間には、製品・工事発注等の取引関係があります。同社は、当社発行済株式の総数の28.93%の株式を保有しております。
5. 取締役 末啓一郎氏の所属するブレークモア法律事務所ならびに同氏が社外監査役を務める日本信号株式会社および日本発条株式会社と当社には人的・資本的・取引関係はありません。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 監査役 植村公彦氏の兼職先である弁護士法人御堂筋法律事務所と当社との間で法律顧問契約を締結し、同事務所に対し、平成20年度から平成25年度にかけて、顧問弁護士料等として総額21百万円の報酬を行ってまいりましたが、同氏が監査役に就任したと同時に、当該法律顧問契約は解消しております。また、同氏が社外監査役を務める株式会社不動テトラと当社には人的・資本的・取引関係はありません。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 監査役 瀧本和男氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、同氏の所属する東京九段会計事務所および同氏が社外取締役を務める株式会社バイテックと当社には人的・資本的・取引関係はありません。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
8. 事業年度中の役員の異動：取締役 坂部進氏、松本淳一氏、末啓一郎氏、監査役 瀧本和男氏は、平成26年6月30日開催の第41期定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。なお、取締役 寶池隆史氏、菅井賢三氏、監査役 石原敏彦氏は平成26年6月30日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって任期満了となり退任しました。
9. 平成27年4月1日付で次のとおり取締役担当業務の変更を行いました。

地 位	氏 名	担 当
常務取締役	井 元 義 訓	社長補佐 プラントエンジニアリング事業本部長の補佐
取 締 役	中 村 靖	経営企画本部長 事業戦略本部統括 危機管理担当
取 締 役	加 藤 昌 彦	経営企画本部 副本部長 関係会社管理統括 CSR推進室統括 輸出管理室長
取 締 役	西 尾 晃	プラントエンジニアリング事業本部長 R&Dセンター統括 プロダクトセンター統括 プラント建設センター統括 全社安全衛生統括、全社品質保証統括

## 4-2. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	13 (5)	203 (8)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	39 (10)
計	17 (8)	242 (18)

- (注) 1. 上記は、当期に係る取締役および監査役の報酬等の額を示しております。
2. 上記には、平成26年6月30日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役2名)および監査役1名(うち社外監査役1名)に対する報酬等を含んでおりません。
3. 上記には、平成27年6月に支払予定の第42期に係る賞与が含まれております。
4. 上記のほか、平成26年6月に第41期に係る賞与として、取締役8名(うち社外取締役0名)に対して54百万円、監査役1名(うち社外監査役0名)に対して4百万円を支給しております。
5. 上記のほか、使用人兼務取締役(4名)に対し、使用人分給与79百万円を支給しております。

### 4-3. 社外役員の状況

#### (1) 社外役員の主な活動状況

氏名	出席回数 (出席率)		主な活動状況
	取締役会	監査役会	
社外取締役			
坂部進	15回/16回 (93%)	—	日本碍子株式会社における経営経験および財務・会計における深い見識に基づき、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
松本淳一	15回/16回 (93%)	—	富士電機株式会社における経営経験および財務・会計における深い見識に基づき、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
末啓一郎	15回/16回 (93%)	—	弁護士であり、国際通商関係をはじめとする国際法務に精通しており、また、他社の社外役員を歴任していることから、当社の関連業界に偏らない広い視点を活かし、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
社外監査役			
植村公彦	16回/19回 (84%)	13回/13回 (100%)	弁護士であり、会社法をはじめとする企業法務に精通していること、また、他社の社外役員を歴任していることから、当社の関連業界に偏らない広い視点を活かし、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
瀧本和男	16回/16回 (100%)	10回/10回 (100%)	公認会計士および税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、他社の社外役員を歴任していることから、当社の関連業界に偏らない広い視点を活かし、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(注) 取締役 坂部進氏、松本淳一氏、末啓一郎氏および監査役 瀧本和男氏は平成26年6月30日開催の第41期定時株主総会において、新たに取締役および監査役に就任したため、就任以降の出席回数を記載しております。

#### (2) 責任限定契約に関する事項

当社は、平成25年6月28日開催の第40期定時株主総会の決議により定款を変更し、社外監査役の責任限定契約(会社法第427条第1項)に関する規定を設けております。また、平成26年6月30日開催の第41期定時株主総会の決議により定款を変更し、社外取締役の責任限定契約(会社法第427条第1項)に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が取締役 坂部進氏、松本淳一氏、末啓一郎氏および監査役 植村公彦氏、瀧本和男氏と締結した責任限定契約の内容は次のとおりです。

会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額とする。

## 5. 会計監査人に関する事項

### 5-1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### 5-2. 報酬等の額

区 分	支 払 額 (百万円)
① 会計監査人としての報酬等の額	46
② 当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	48

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社(1-8参照)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けておりません。

### 5-3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

### 5-4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により解任します。

このほか、会計監査人の適格性および独立性を害する事由等の発生により適正な職務の遂行に支障を及ぼすと認められる場合、その他解任または不再任が相当と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、平成27年4月24日開催の取締役会において同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項各号および第3項各号に定める体制の整備に関する基本方針について次のとおり決議しております。

なお、当該決議において変更した内容の概要につきましては、「変更の概要」欄に記載しております。

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を次のとおり定める。

### 1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、次のコーポレートガバナンス体制により、経営の透明性および健全性の確保を図る。
  - ① 経営責任の明確化と経営環境の変化への迅速な対応を図るため、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - ② 経営監督および経営監査機能の強化ならびに重要な業務執行にかかる経営判断プロセスの妥当性の確保を図るため、これにふさわしい資質を備えた社外役員を招聘する。
- (2) 当社は、当社役職員に対し、経営理念および行動規範の周知徹底を図る。
- (3) 当社は、次のとおりコンプライアンス体制を確立し、推進する。
  - ① コンプライアンス規程を制定するとともに、審議機関としてCSR委員会を設置する。
  - ② 規制法令ごとに社内ルール、監視、監査、教育の各側面において、役割、責任を明確にしたコンプライアンスプログラムをCSR委員会の承認により制定し、年間計画に基づき実施するとともに、その実績をCSR委員会に報告する。
  - ③ 取締役および監査役は、その職務の執行において必要とされる法令に関する研修に参加する。
  - ④ 通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、使用人等からコンプライアンス対応部門および社外弁護士への通報を容易にする内部通報制度を設置することにより、法令、定款、社内ルールに違反する行為の未然防止および早期発見を図り、運用規程に基づき適切な対応を行う。
- (4) 当社は、反社会的勢力に対応するための基本方針および規程を制定し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の排除に向け、組織的な対応を図る。
- (5) 当社は、社長直轄の内部監査部門を設置し、実効性の高い内部監査を実施する。

### 2. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書管理規程を制定し、当社の重要な業務執行にかかる記録等を確実に保存および管理し、取締役および監査役が当該記録等の内容を知り得ることを保証する。

### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、経営に影響を及ぼす可能性のあるリスクに関して、リスク管理規程を制定し、適切なリスク管理体制を整備する。
- (2) 当社は、大規模災害、重大事故、重大不祥事等の緊急事態の発生に備え、危機管理担当役員を任命するとともに、緊急時対応要領を策定し、緊急時の体制を整備する。

### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会決議により業務執行取締役の担当業務を定めるとともに、取締役会規則および職務権限規程により、業務執行にかかる意思決定に関する権限と責任の所在を明確にする。
- (2) 当社は、当年度および中期の経営計画を策定し、定期的に進捗状況を確認し、評価および見直しを行う。

### 5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、当社は、財務報告にかかる内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を取締役に報告する。

### 6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の予算、営業成績、財務状況、経営課題その他重要な情報を、子会社の規模や重要度に応じ、当社への定期的な報告事項とし、経営上の重要な事項については、当社の承認を要するものとする。
- (2) 当社は、当社の経営方針、戦略等の徹底および子会社の経営の掌握、指揮の一環として、必要に応じて当社役職員を子会社の取締役に選任する。
- (3) 当社は、子会社に対する監査の実効性を確保するため、必要に応じて当社役職員を子会社の監査役に選任するとともに、当社の内部監査部門は、当社監査役と相互に連携し、子会社の規模や重要度に応じ、内部監査を実施する。
- (4) 当社は、当社グループの役職員を一体として法令遵守意識の醸成を図るため、コンプライアンス規程および当社グループの役職員の行動規範を定めるとともに、コンプライアンス教育の実施や助言、指導を行う。当社の内部通報制度については、子会社の役職員も利用可能とする。
- (5) 当社は、当社グループ全体の適切なリスク管理を実施するため、リスク管理規程を定め、子会社の規模や重要度に応じたリスク管理体制を整備する。
- (6) 当社は、子会社の業務の適正性および効率性を確保するため、関係会社管理部門を設け、関係会社管理規程に基づき、当社と子会社間における協議、情報共有、指導、伝達、支援等が滞りなく行われる体制を構築する。

## 7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを監査役が求めた場合には、監査役補助者を任命し、その決定には常勤監査役の意見の反映に努める。
- (2) 当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従い、取締役会あるいは取締役等からの指揮命令は受けないこととする。

## 8. 当社グループの役職員が当社の監査役に報告するための体制

当社は、当社グループの役職員の監査役に対する報告等に関する規程を制定し、監査役が、その職務執行において必要な情報を円滑かつ適切に収集することを可能とするための体制の整備として次の事項を定める。

- ① 業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、監査役に対する定期的な報告および重要書類の回付等、当社グループの役職員の業務執行にかかる情報収集を可能とする具体的手段を定める。
- ② 当社グループの役職員は、法令、定款等に違反する事実、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当該規程に定める方法により当社監査役に対して報告を行う。
- ③ 当社グループの役職員が当社監査役に対して報告したことを理由とする不利な取扱いを禁止し、当該報告者の保護を図る。

## 9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営の透明性および健全性を確保するため、監査に必要な専門知識および経験を備えた社外監査役を招聘する。
- (2) 当社は、監査役、内部監査部門および会計監査人の各監査機能の連携強化を進め、監査の実効性の確保を図る。
- (3) 当社は、監査役が職務の執行に必要であるとあらかじめ求める費用について予算を設けるとともに、監査役が、当該予算を超えて、弁護士、公認会計士その他の専門家に対する相談および調査等のための費用を請求するときは、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当該請求に応じる。

以 上

### (変更の概要)

当社は、平成27年4月24日開催の取締役会の決議により、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を改定いたしました。主な改定の内容は、次のとおりです。

- ① 当社の子会社に対する統制のための体制として、子会社からの報告体制、子会社の職務の執行が効率的に行われるための体制等について具体的に明記しました。
- ② 監査役を支えるための体制として、補助使用人に関する事項について見直しを行い、子会社の役職員等からの当社監査役への報告体制および監査の費用の支払いに関わる項目について明記しました。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>104,923</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>48,376</b>
現金及び預金	19,534	買掛金	31,664
受取手形及び売掛金	66,549	1年内返済予定のPFI等 プロジェクトファイナンス・ローン	801
有価証券	11,000	未払法人税等	2,994
仕掛品	2,753	前受金	5,130
貯蔵品	2,394	完成工事補償引当金	875
繰延税金資産	1,754	受注工事損失引当金	68
その他	937	その他	6,840
<b>固 定 資 産</b>	<b>9,334</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>18,108</b>
有形固定資産	1,706	PFI等プロジェクト ファイナンス・ローン	13,663
建物及び構築物	426	退職給付に係る負債	4,444
機械装置	1,029		
工具、器具及び備品	245	<b>負 債 合 計</b>	<b>66,484</b>
建設仮勘定	4		
その他	0	<b>純 資 産 の 部</b>	
無形固定資産	2,139	<b>株 主 資 本</b>	<b>50,300</b>
ソフトウェア	2,027	資本金	11,946
ソフトウェア仮勘定	74	資本剰余金	15,080
その他	37	利益剰余金	23,273
投資その他の資産	5,489	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△2,626</b>
投資有価証券	1,029	その他有価証券評価差額金	33
長期貸付金	276	為替換算調整勘定	11
差入保証金	1,422	退職給付に係る調整累計額	△2,670
退職給付に係る資産	1,096	<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>98</b>
繰延税金資産	1,629	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>47,773</b>
その他	34	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>114,257</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>114,257</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		106,945
売 上 原 価		85,144
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>21,800</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,580
<b>営 業 利 益</b>		<b>8,220</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	281	
為 替 差 益	181	
そ の 他	29	491
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	187	
固 定 資 産 処 分 損	142	
株 式 交 付 費	91	
そ の 他	76	498
<b>経 常 利 益</b>		<b>8,213</b>
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	148	148
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>8,065</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,942	
法 人 税 等 調 整 額	98	3,041
<b>少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>5,024</b>
少 数 株 主 利 益		34
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>4,989</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,500	10,633	19,911	△15,750	22,295
会計方針の変更による累積的影響額			△628		△628
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,500	10,633	19,282	△15,750	21,666
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	4,446	4,446			8,893
剰 余 金 の 配 当			△999		△999
当 期 純 利 益			4,989		4,989
自 己 株 式 の 処 分				15,750	15,750
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	4,446	4,446	3,990	15,750	28,633
当 期 末 残 高	11,946	15,080	23,273	—	50,300

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少数株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	19	35	△2,404	△2,349	65	20,012
会計方針の変更による累積的影響額						△628
会計方針の変更を反映した当期首残高	19	35	△2,404	△2,349	65	19,383
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行						8,893
剰 余 金 の 配 当						△999
当 期 純 利 益						4,989
自 己 株 式 の 処 分						15,750
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	14	△24	△266	△277	33	△243
連結会計年度中の変動額合計	14	△24	△266	△277	33	28,390
当 期 末 残 高	33	11	△2,670	△2,626	98	47,773

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(注) 百万円単位での記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

ア) 連結子会社の数…5社

イ) 連結子会社の名称

メタウォーターサービス株式会社、ウォーターネクスト横浜株式会社  
テクノクリーン北総株式会社、株式会社アクアサービスあいち  
METAWATER USA, INC.

##### ② 主要な非連結子会社の名称等

ア) 主要な非連結子会社の名称

株式会社エス・アイ・シー等

イ) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

ア) 主要な会社等の名称

株式会社アクアサービスみかわ等

イ) 持分法を適用していない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、METAWATER USA, INC. の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算書を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のある有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のない有価証券

移動平均法による原価法

イ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法

ウ) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

イ) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

ア) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末における計上はありません。

イ) 完成工事補償引当金

請負工事の担保責任に基づく無償修理費用に充てるため、工事収益額に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

ウ) 受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。

- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- ア) 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- イ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、当連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準  
完成工事高及び完成工事原価の計上基準  
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- ⑦ 重要なヘッジ会計の方法
- ア) ヘッジ会計の方法  
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- イ) ヘッジ手段とヘッジ対象
- |       |        |
|-------|--------|
| ヘッジ手段 | 金利スワップ |
| ヘッジ対象 | 借入金の利息 |
- ウ) ヘッジ方針  
連結子会社でPFI事業のため、金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を採用しております。
- エ) ヘッジの有効性の評価の方法  
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。
- ⑧ 消費税等の処理方法  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法について、退職給付の見込支払日までの平均期間を基礎とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が871百万円、繰延税金資産(固定)が348百万円それぞれ増加し、退職給付に係る資産が105百万円、期首利益剰余金が628百万円それぞれ減少しております。

また、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

- |  |          |
|--|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額   | 3,158百万円 |
| (2) 「1年内返済予定のPFI等プロジェクトファイナンス・ローン」及び「PFI等プロジェクトファイナンス・ローン」 |          |

連結子会社でPFI事業のために設立した特別目的会社であるウォーターネクスト横浜株式会社等が、当該PFI事業を担保として金融機関等から調達した借入金であります。

上記のPFI等プロジェクトファイナンス・ローンに対応する当該特別目的会社の売掛債権等の資産の金額は、次のとおりであります。

現金及び預金	555百万円
受取手形及び売掛金	15,717百万円

また、連結消去により相殺消去されている連結子会社株式152百万円及び長期貸付金636百万円を担保に供しております。

- (3) 担保に供している資産
- |        |        |
|--------|--------|
| 現金及び預金 | 928百万円 |
| 投資有価証券 | 328百万円 |
| 長期貸付金  | 283百万円 |
- 上記、現金及び預金、投資有価証券及び長期貸付金は、関係会社（非連結）の長期借入金6,825百万円の担保に供しております。
- (4) 保証債務
- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| 大阪バイオエナジー株式会社从他社からの借入金   | 218百万円 |
| 有明ウォーターマネジメント株式会社の履行保証保険 | 26百万円  |
| 会津若松アクアパートナー株式会社の履行保証    | 702百万円 |

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 25,923,500株
- (2) 配当に関する事項
- ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通株式	564	3,760	平成26年3月31日	平成26年7月1日
平成26年12月24日 取締役会	普通株式	435	2,900	平成26年9月30日	平成26年12月25日
計		999			

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月22日 取締役会	普通株式	751	利益剰余金	29	平成27年3月31日	平成27年6月5日

- (注) 当社は、平成26年10月1日を効力発生日として、1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、譲渡性預金及び株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。PFI等プロジェクトファイナンス・ローンはPFI事業等の特定の事業資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ)を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、内部管理規程に従い実需の範囲で行うこととしております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	19,534	19,534	—
(2) 受取手形及び売掛金	66,549	65,753	△795
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	11,083	11,083	—
(4) 買掛金	(31,664)	(31,664)	—
(5) 1年内返済予定のPFI等プロジェクト ファイナンス・ローン	(801)	(801)	—
(6) PFI等プロジェクトファイナンス・ローン	(13,663)	(13,897)	234
(7) デリバティブ取引	—	—	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

#### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、譲渡性預金は短期間であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 買掛金、並びに (5) 1年内返済予定のPFI等プロジェクトファイナンス・ローン  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって  
おります。
- (6) PFI等プロジェクトファイナンス・ローン  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率  
で割り引いた現在価値により算定しております。
- (7) デリバティブ取引  
金利スワップの時価は取引先金融機関から提示された価格によっております。  
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされているPFI等プロジェクトファイナ  
ンス・ローンと一体として処理されているため、その時価は、当該対象の時価に含めて記載してありま  
す。(上記 (5)、(6) 参照)
- (注) 2. 投資有価証券のうち、非上場株式（非連結子会社及び関連会社の株式含む（連結貸借対照表計上額  
945百万円））は市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握す  
ることが極めて困難と認められるため「(3) 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,839円04銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 276円71銭   |
- (注) 当社は、平成26年10月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。  
これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当  
たり当期純利益金額を算定しております。

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>84,578</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>44,747</b>
現金及び預金	17,088	買掛金	30,638
受取手形	515	未払金	2,653
売掛金	47,767	未払費用	2,450
有価証券	11,000	未払法人税等	2,705
仕掛品	2,738	前受金	5,130
貯蔵品	2,377	完成工事補償引当金	875
前渡金	62	受注工事損失引当金	32
繰延税金資産	1,566	その他の	261
その他の	1,462		
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,677</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,069</b>
有形固定資産	1,680	退職給付引当金	3,069
建物及び構築物	423	<b>負 債 合 計</b>	<b>47,816</b>
機械装置	1,029	<b>純 資 産 の 部</b>	
工具、器具及び備品	222	<b>株 主 資 本</b>	<b>48,405</b>
建設仮勘定	4	資本金	11,946
その他の	0	資本剰余金	15,080
無形固定資産	2,124	資本準備金	9,406
ソフトウェア	2,020	その他資本剰余金	5,674
ソフトウェア仮勘定	74	利益剰余金	21,378
その他の	28	利益準備金	16
投資その他の資産	7,872	その他利益剰余金	21,361
投資有価証券	162	別途積立金	759
関係会社株式	1,328	繰越利益剰余金	20,602
長期貸付金	6	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>33</b>
関係会社長期貸付金	816	その他有価証券評価差額金	33
差入保証金	1,399		
前払年金費用	3,982	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>48,439</b>
その他の	176		
<b>資 産 合 計</b>	<b>96,255</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>96,255</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		95,612
売 上 原 価		75,656
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>19,955</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,504
<b>営 業 利 益</b>		<b>7,451</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	149	
為 替 差 益	185	
そ の 他	27	362
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 処 分 損	142	
株 式 交 付 費	91	
そ の 他	70	304
<b>経 常 利 益</b>		<b>7,509</b>
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	148	148
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>7,360</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,544	
法 人 税 等 調 整 額	265	2,810
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>4,550</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	7,500	4,959	5,674	10,633	16	759	17,674	18,450
会計方針の変更による累積的影響額							△622	△622
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,500	4,959	5,674	10,633	16	759	17,051	17,827
事業年度中の変動額								
新 株 の 発 行	4,446	4,446		4,446				
剰 余 金 の 配 当							△999	△999
当 期 純 利 益							4,550	4,550
自 己 株 式 の 処 分								
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	4,446	4,446	—	4,446	—	—	3,551	3,551
当 期 末 残 高	11,946	9,406	5,674	15,080	16	759	20,602	21,378

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△15,750	20,833	19	19	20,852
会計方針の変更による累積的影響額		△622			△622
会計方針の変更を反映した当期首残高	△15,750	20,210	19	19	20,230
事業年度中の変動額					
新 株 の 発 行		8,893			8,893
剰 余 金 の 配 当		△999			△999
当 期 純 利 益		4,550			4,550
自 己 株 式 の 処 分	15,750	15,750			15,750
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)			14	14	14
事業年度中の変動額合計	15,750	28,194	14	14	28,209
当 期 末 残 高	—	48,405	33	33	48,439

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(注) 百万円単位での記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - ② その他有価証券
    - 時価のある有価証券 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価のない有価証券 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - 仕掛品 個別法による原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
    - 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。
  - ② 無形固定資産
    - 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
    - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末における計上はありません。
  - ② 退職給付引当金
    - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

- ア) 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- イ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ③ 完成工事補償引当金  
請負工事の担保責任に基づく無償修理費用に充てるため、工事収益額に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
- ④ 受注工事損失引当金  
受注工事の損失に備えるため、当事業年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準  
完成工事高及び完成工事原価の計上基準  
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法について、退職給付の見込支払日までの平均期間を基礎とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が862百万円、繰延税金資産（固定）が344百万円それぞれ増加し、前払年金費用が105百万円、期首利益剰余金が622百万円それぞれ減少しております。

また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- |                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| (1) 関係会社に対する金銭債権・債務                 |          |
| 短期金銭債権                              | 2,967百万円 |
| 長期金銭債権                              | 816百万円   |
| 短期金銭債務                              | 6,227百万円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額                  | 3,085百万円 |
| (3) 担保に供している資産                      |          |
| 現金及び預金                              | 928百万円   |
| 投資有価証券                              | 38百万円    |
| 関係会社株式                              | 395百万円   |
| 関係会社長期貸付金                           | 865百万円   |
| 上記は、関係会社の長期借入金21,209百万円の担保に供しております。 |          |
| (4) 保証債務                            |          |
| 大阪バイオエナジー株式会社の他社からの借入金              | 218百万円   |
| 有明ウォーターマネジメント株式会社の履行保証保険            | 26百万円    |
| 会津若松アクアパートナー株式会社の履行保証               | 702百万円   |
| METAWATER USA, INC. の履行保証等          | 5,967百万円 |

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引（収入分）	2,877百万円
営業取引（支出分）	12,700百万円
営業取引以外の取引（収入分）	142百万円

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は未払賞与、繰延税金負債の主な発生原因は退職給付信託設定益となっております。なお、評価性引当額は、93百万円であります。

#### 6. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(被所有)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社 フィッシャリー サポートおながわ	所有 直接 20.0%	同社受注工事 の受託 役員の派遣	工事受託	1,046	売掛金	1,015
その他の 関係会社	日本碍子株式会社	被所有 直接 28.9%	同社製造製品 の購入	製品購入	1,970	買掛金	1,985
	富士電機株式会社	被所有 直接 28.9%	同社製造製品 の購入	製品購入	9,097	買掛金	3,477
その他の 関係会社 の子会社	富士古河E&C 株式会社	なし	当社受注工事 の委託	工事委託	5,676	買掛金	1,238
	北海道富士電機 株式会社	なし	同社受注工事 の受託	工事受託	1,621	売掛金	1,273

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,868円55銭
- (2) 1株当たり当期純利益 252円36銭

(注) 当社は、平成26年10月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

#### 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

メタウォーター株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 健二 ㊤  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 由良 知久 ㊤  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 藤田 建二 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メタウォーター株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メタウォーター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

メタウォーター株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 健二 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 由良 知久 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤田 建二 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メタウォーター株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

メタウォーター株式会社 監査役会

常勤監査役	伊藤 隆司	㊟
社外監査役	植村 公彦	㊟
社外監査役	瀧本 和男	㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正会社法」といいます。）が施行され、定款の定めにより取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間においても責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第27条第2項（取締役の責任免除）および第36条第2項（監査役の責任免除）を変更するものであります。

なお、第27条第2項（取締役の責任免除）の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（取締役の責任免除） 第27条 （条文省略）</p> <p>2 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>（取締役の責任免除） 第27条 （現行どおり）</p> <p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>（監査役の責任免除） 第36条 （条文省略）</p> <p>2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>（監査役の責任免除） 第36条 （現行どおり）</p> <p>2 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役の全員（11名）が、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、執行役員制度の導入に伴い経営体制の効率化を図るため、取締役を2名減員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	再任 松木晴雄 (昭和24年6月8日)	昭和47年3月 日本碍子(株) 入社 平成15年6月 同社 常務取締役 平成18年6月 同社 取締役 専務執行役員 平成19年4月 (株)NGK水環境システムズ 代表取締役社長 平成20年4月 当社 代表取締役社長 平成23年6月 当社 代表取締役会長 (現在) (担当) 経営統括補佐、渉外	400 株
2	再任 木田友康 (昭和25年10月19日)	昭和49年4月 富士電機製造(株) 入社 平成16年6月 富士電機システムズ(株) 取締役 平成17年6月 富士電機総設(株) 代表取締役社長 平成21年10月 富士古河E&C(株) 代表取締役副社長 平成23年6月 当社 代表取締役社長 (現在) (担当) 経営統括	400 株
3	再任 福島一郎 (昭和32年4月26日)	昭和55年4月 富士電機製造(株) 入社 平成19年4月 富士電機水環境システムズ(株) 常務取締役 平成20年4月 当社 常務取締役 (現在) 平成26年9月 METAWATER USA, INC. 社長 (現在) (担当) 営業本部長 (重要な兼職の状況) METAWATER USA, INC. 社長	300 株

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	再任 なかむら やすし 中村 靖 (昭和32年10月28日)	昭和56年 4月 富士電機製造(株) 入社 平成20年 4月 当社 取締役 (現在) (担当) 経営企画本部長、事業戦略本部統括、危機管理担当	100 株
5	再任 にし お あきら 西尾 晃 (昭和32年1月2日)	昭和57年 3月 日本碍子(株) 入社 平成20年 4月 当社 エンジニアリング本部 技術管理部長 平成24年 6月 当社 取締役 (現在) (担当) プラントエンジニアリング事業本部長、R&Dセンター統括、 プロダクトセンター統括、プラント建設センター統括、全社 安全衛生統括、全社品質保証統括	100 株
6	再任 かとう あきら 加藤 明 (昭和32年9月3日)	昭和55年 3月 日本碍子(株) 入社 平成20年 4月 当社 エンジニアリング本部 調達部長 平成23年10月 当社 調達センター長 (現在) 平成25年 6月 当社 取締役 (現在) (担当) 調達センター長、サービスソリューション事業本部統括、 メタウォーターサービス(株)統括	100 株
7	再任 さかべ すずむ 坂部 進 (昭和33年8月15日) 社外取締役候補者	昭和56年 3月 日本碍子(株) 入社 平成19年 6月 同社 執行役員 平成22年 6月 同社 取締役執行役員 平成23年 4月 同社 取締役常務執行役員 (現在) 平成26年 6月 当社 社外取締役 (現在) (重要な兼職の状況) 日本碍子(株) 取締役常務執行役員	0 株
8	再任 まつもと じゅんいち 松本 淳一 (昭和35年3月26日) 社外取締役候補者	昭和57年 4月 富士電機製造(株) 入社 平成25年 6月 富士電機(株) 取締役執行役員 (現在) 平成26年 6月 当社 社外取締役 (現在) (重要な兼職の状況) 富士電機(株) 取締役執行役員	0 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	<p>再任</p> <p>末啓一郎 (昭和32年7月27日)</p> <p>社外取締役候補者 独立役員</p>	<p>昭和59年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）</p> <p>平成元年1月 松尾綜合法律事務所入所</p> <p>平成7年10月 ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>平成15年6月 日本信号(株) 社外監査役（現在）</p> <p>平成21年6月 ブレークモア法律事務所パートナー弁護士（現在）</p> <p>平成26年6月 当社 社外取締役（現在）</p> <p>平成26年6月 日本発条(株) 社外監査役（現在）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>ブレークモア法律事務所 パートナー弁護士</p> <p>日本信号(株) 社外監査役</p> <p>日本発条(株) 社外監査役</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 坂部進氏、松本淳一氏、末啓一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 坂部進氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が、日本碍子株式会社において要職を歴任したことによる豊富な経営経験を有していること、および財務・会計における深い見識を有していることから、引き続きその経営経験と高い専門知識を当社の経営全般に活かしていただけることが期待されるためであります。同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年です。
- 上記の「略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況」の欄には、当社の特定関係事業者である日本碍子株式会社における現在または過去5年間の業務執行者または役員であるときの地位および担当を含めて記載しております。
4. 松本淳一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が、富士電機株式会社において要職を歴任したことによる豊富な経営経験を有していること、および財務・会計における深い見識を有していることから、引き続きその経営経験と高い専門知識を当社の経営全般に活かしていただけることが期待されるためであります。同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年です。
- 上記の「略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況」の欄には、当社の特定関係事業者である富士電機株式会社における現在または過去5年間の業務執行者または役員であるときの地位および担当を含めて記載しております。
- 同氏は、当社の特定関係事業者である富士電機株式会社から、使用人兼務取締役として使用人分給与を受ける予定であり、過去2年間においても同社の使用人兼務取締役として使用人分給与を受けております。
5. 末啓一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士であり、国際通商関係をはじめとする国際法務に精通されていること、また、他社の社外役員を歴任し、当社の関連業界に偏らない広い視点を保有していることから、引き続きその国際的な経験と高い専門知識を当社の経営全般に活かしていただけると期待されるためであります。同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験は有してはおりませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年です。

6. 会社法第427条第1項および定款に基づき、当社は坂部進氏、松本淳一氏、末啓一郎氏との間で、同法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。本議案において3氏の再任をご承認いただいた場合は、当社は3氏との間で、改正会社法に伴う修正を行ったうえで、当該責任限度額について定めた責任限定契約を新たに締結する予定であります。
7. 当社は、社外取締役候補者の末啓一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案において同氏の再任をご承認いただいた場合は、当該届出を継続する予定です。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化、充実を図るため、監査役を増員することとし、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふり がな 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
新任  か とう まさ ひこ 加 藤 昌 彦 (昭和32年6月2日)	昭和55年4月 富士電機製造(株) 入社 平成21年4月 富士電機システムズ(株) 取締役 平成22年4月 同社 取締役 執行役員常務 平成23年4月 富士電機(株) 執行役員 平成24年4月 当社 経営企画本部長 平成24年6月 当社 取締役(現在)	100 株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 加藤昌彦氏の選任をご承認いただいた場合は、当社は、第1号議案を原案どおりご承認いただくことを条件として、同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
  3. 加藤昌彦氏は、長年にわたり財務経理業務を担当した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、同氏の選任をご承認いただいた場合は、常勤監査役として選定する予定です。

#### 第4号議案 取締役および監査役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成26年6月30日開催の第41期定時株主総会において、年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬等の額は、平成25年6月28日開催の第40期定時株主総会において、年額5千万円以内とご承認いただき今日に至っております。

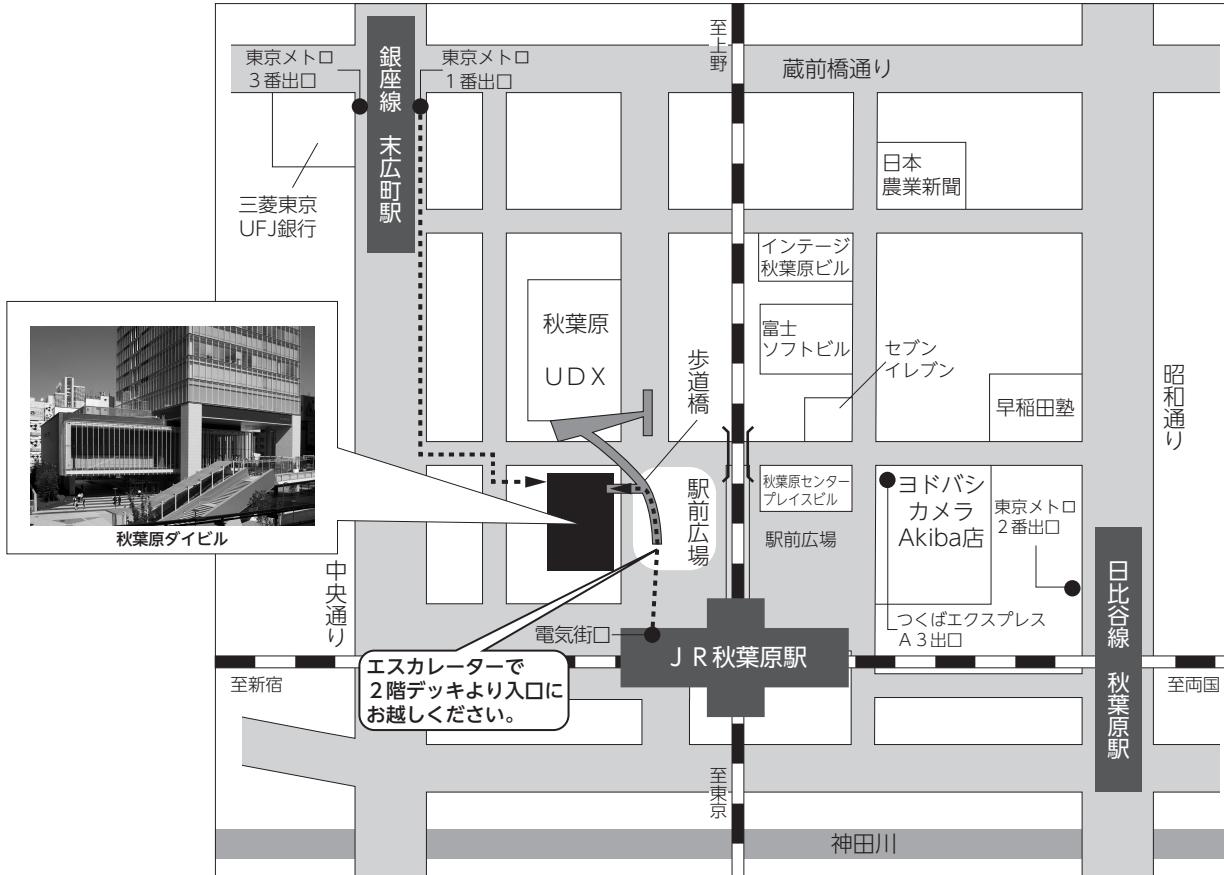
しかし、その後の経営環境の変化に伴い取締役および監査役の責務が増大したこと、職務執行の対価の透明性を向上させるため使用人兼務取締役（使用人分給与）を廃止すること、第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合には監査役が1名増加すること等の諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬等の額を年額5億円以内（うち社外取締役5千万円以内）、監査役の報酬等の額を年額1億円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は11名（うち社外取締役3名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）ですが、第2号議案および第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合、取締役は9名（うち社外取締役3名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）となります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

**会 場** 東京都千代田区外神田一丁目18番13号  
秋葉原ダイビル 2階 秋葉原コンベンションホール  
※会場ビル内は禁煙となっておりますので、ご了承のほど  
お願い申し上げます。



- 交 通
- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| J R 秋葉原駅 (電気街口)       | 徒歩 1分 |
| 東京メトロ銀座線 末広町駅 (1番出口)  | 徒歩 3分 |
| 東京メトロ日比谷線 秋葉原駅 (2番出口) | 徒歩 4分 |
| つくばエクスプレス 秋葉原駅 (A3出口) | 徒歩 3分 |

■電気街口北側の駅前広場の歩道橋(エスカレーター)からビル2階の会場にご入場いただけます。